

## 1 命令等の題名

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

## 2 根拠となる法令の条項

道路法（昭和27年法律第180号）第45条第2項及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第5項

## 3 命令等の内容

### (1) 「大会関係車両等専用通行帯」を表示する規制標識及び規制標示の新設

令和2年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関し、選手をはじめとする大会関係者等を大会会場等に輸送する特定の車両（以下「大会関係車両」という。）を対象とする専用通行帯であることを表示する規制標識及び規制標示の様式等を新たに規定する。



### (2) 「大会関係車両等優先通行帯」を表示する規制標識及び規制標示の新設

大会関係車両を対象とする優先通行帯であることを表示する規制標識及び規制標示の様式等を新たに規定する。



### (3) その他所要の規定の整備

「歩行者横断禁止」を表示する規制標識の「横断禁止」の文字に代えて「わたるな」の文字を用いることができることとする。

#### 4 施行期日等

- (1) 令和2年7月1日から施行することとする。ただし、3(3)は公布の日から施行することとする。
- (2) 新設する規制標識等については、令和2年9月30日まで設置することができることとする。